

ジェネラル・オブザベーションに対する日本政府報告（案）

1. 金融経済危機が国内の社会保障制度に与えた影響について

○雇用保険における影響

2009年7月の完全失業率は前月より0.3ポイント上昇し5.7%（2008年10月は3.8%）、有効求人倍率は前月より0.01ポイント低下し0.42倍と、ともに過去最悪の水準となり、現下の雇用失業情勢は、さらに厳しさを増している。これにともなって雇用保険受給者は、2008年10月の60万人（支給額76,917百万円）から2009年7月現在で100万人（支給額131,271百万円）まで増加した。

2. 金融経済危機の影響に対して講じた主な対策について

昨年秋の世界的な経済危機発生以降、日本では、2度の2008年度補正予算、2009年度予算、2009年度補正予算を通じて過去にない規模の雇用対策を策定し、悪化する雇用情勢に対応している。

主要な対策は以下の通り。

(1) 雇用維持対策

①雇用維持のための助成金の拡充

- (a) 労働者を解雇せずに休業や教育訓練などを実施しながら雇用を維持した場合、事業主に賃金等を助成する雇用調整助成金について、企業の雇用維持の取組をさらに支援するため、助成率を引上げ。（中小企業4/5、大企業2/3）
- (b) 休業中に教育訓練を実施した場合の対象労働者1人あたりの上乗せ助成額を引上げ。（中小企業6000円、大企業4000円）
- (c) その他、対象労働者の拡大、支給要件の緩和。

〔2009年7月は事業主から243万人分の計画届〕

(2) 雇用創出・再就職支援対策

①地方自治体を通じた雇用創出

地方自治体に総額7000億円の基金を造成し、職を失った労働者等を対象とした、地方自治体による直接雇用や民間企業を活用した事業の実施を促進することにより地域の雇用を創出。

(eg. 高齢者への配食サービス、森林の保全等)

②職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

離職した非正規労働者等を対象に以下の総合的な支援を実施。

- (a) 雇用保険を受給できない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付」の支給（単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）及び貸付け（それぞれ上限月5万円、月8万円）を実施。併せて、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施。
- (b) 中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援を実施。
- (c) 介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施。
- (d) 長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施。

③雇入れ助成

若年フリーター等を正規雇用した場合や派遣労働者を直接雇用した場合、事業主に雇入れ助成を実施。（1人当たり中小企業100万円、大企業最大50万円）

(3) セーフティネット強化

①雇用保険制度の拡充

非正規労働者の加入条件の緩和を行うとともに地域や年齢に応じ再就職が困難な場合の給付日数を延長するなど、雇用保険制度を拡充。

②住宅・生活支援

(a) 住宅・生活資金の貸付け

派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮の退去を余儀なくされた離職者に対して、入居費用・家賃補助（上限86万円）、生活・就職活動費（上限100万円）等の貸与。

〔9月25日現在 融資実施10,161件〕

(b) 公共住宅への入居あっせん

離職した労働者に対し、再就職支援のために設置している公共住宅への

入居をあっせん。

〔9月25日現在 入居決定7,880件〕

(c) 社員寮等への継続入居支援

社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主への要請を行うとともに、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主へ助成（1人当たり4万～6万円、最大6か月）。

〔7月現在 計画認定14,468人分〕